

答申第2号

諮問第2号

件名：吉川三津子議員の政治倫理審査会に関する文書の公文書一部公開決定に関する件

答 申 書

1 審査会の結論

愛西市議会議長（以下「実施機関」という。）が、別表1「公文書の名称」欄に掲げる本件公文書公開請求に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）の一部公開決定処分（以下「原処分」という。）において非公開とした部分のうち、別表2「非公開とすべき部分」欄に掲げる部分については、現時点においては非公開とすべきであるが、その他の部分については、公開すべきである。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和4年6月17日付けで愛西市情報公開条例（平成17年条例第8号。以下「情報公開条例」という。）に基づき行った公文書公開請求に対し、実施機関が令和4年7月1日付けで行った原処分の取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の理由の要旨

ア 政治倫理審査会における被請求人の氏名が公開されたりされなかったりと一貫性がない。

イ 情報公開条例には、第1条で「愛西市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を全うされるようにするとともに、市民との信頼関係を深め、公正で民主的な開かれた市政の推進」を目的とするとある。つまり、議会は、市民の代表であるのだから市による情報公開が適切に行われているかを監視する立場にある。

ウ 実施機関は、本件請求に対し、条例第5条第2号、第3号ア及び第4号を理由に非公開決定をしているが、条例第5条は、公文書の公開義務について規定しており、公開が原則であり、例外規定はあくまで例外である。

エ 本件請求対象文書は、愛西市議会議員政治倫理条例（平成24年愛西市条例第21号。以下「政倫審条例」という。）のもと、6名の議員による審査請求により設置された愛西市政治倫理審査会（以下「政治倫理審査会」という。）に関するものである。

オ つまり、議会の正式な会議であり、議事録や資料においても正確に記録し、市民に公開することが前提のものといえる。

カ 非公開となった黒塗り部分には、議員の立場での主張、政治倫理審査会で保障された弁明や意見が含まれている。

キ 本来、政治倫理審査会は、政治家としての違法を正すためにあるものである。よって、議員の個人情報に関することが審議されることは、あつてはならない。ましてや、議員を特定して設置された政治倫理審査会のやりとりで個人情報だからといって議員名を伏せることなどあり得ない。

ク それでいて議員名を非公開とすることは、対象議員の個人情報を守るのではなく、議会として不都合な対象議員の発言を抹消しようとする思惑を感じてならない。

ケ 本件請求対象文書は、政治倫理審査会がどのようなプロセスを踏んだか、適切な対応がなされたのか、市民が判断する手掛かりとなる重要な資料である。

コ 以上述べたように、実施機関が行った原処分は、条例の誤った適用であり、決定処分の取消しを求める。

3 実施機関の弁明の要旨

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 原処分において非公開とした部分については、弁明書に添付した「公文書公開請求に係る非公開部分整理表」において、各非公開部分につき情報公開条例第5条各号の規定を基に非公開とした理由を示したところである。

各非公開部分については、それぞれ理由があるから原処分には、違法又は不当な点はない。

(3) 結論

以上のとおり原処分には、違法又は不当な点はない。したがって、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 原処分に至る状況

ア 審査請求人は、令和4年6月17日付けで「吉川三津子議員の倫理審査会に関する文書のうち、審査請求書、審査会委員・議員・吉川への配布文書、審査会資料、審査会会議録、市民等からの文書」について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は本件請求に対し、別表1の「公文書の名称」欄に記載された公文書を特定した。

ウ 実施機関は、当該文書に記載されている政治倫理審査会会議録の内、会議が非公開と決定された箇所、特定の個人又は特定の法人等を識別できる情報及び政治倫理審査会長の印影箇所については、情報公開条例第5条各号において規定する非公開情報にあたるとして、原処分を行った。

エ 審査請求人は、原処分は取り消されるべきだとして令和4年9月26日付けで審査請求を行った。

(2) 情報公開条例の定め

ア 情報公開条例第5条では、実施機関は、公開請求があったときは公開請求に係る公文書に非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければならないと規定されている。

イ 同条第1号では、法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により、従う義務のある主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報を非公開情報と規定している。

ウ 同条第2号では、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報と規定している。

エ 同条第3号では、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの(同号ア)、又は実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが合理的であると認められるもの(同号イ)を非公開情報としている。

オ 同条第4号では、公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報として規定している。

(3) 判断に当たっての基本的考え方

情報公開条例は第1条に規定されているとおり、公文書の公開を請求する権利を保障し、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするとともに、市民との信頼関係を深め、公正で民主的な開かれた市政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則公開の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

(4) 愛西市情報公開・個人情報保護審査会の具体的判断

当審査会は(3)の基本的考え方に基づき、公文書公開制度が原則として公開であること及び非公開情報が記録されている部分を容易に区分できる場合は、その部

分を除いて公開することを考慮したうえで、本件請求文書のうち別表2「非公開とすべき部分」欄に掲げる部分が「非公開としたことの理由」欄の理由により情報公開条例第5条各号で規定する非公開情報にあたるとして、その部分については公開すべきでないと判断した。

したがって、原処分において実施機関が非公開とした部分のうち、別表2「非公開とすべき部分」欄に掲げる部分以外の部分については、非公開とすべき理由がないため公開すべきである。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

番号	請求内容	公文書の名称	ページ
1	審査請求書及び添付資料	令和4年1月13日付け審査請求書	1～21
2	審査会委員、議員、吉川議員への配布文書	令和4年1月19日付け開催通知	22、23
		令和4年1月24日付け開催通知（第2回）	24
		令和4年1月24日付け開催通知（第2回）	25
		令和4年1月24日付け要請文への回答案	26
		令和4年2月1日付け開催通知（第3回）	27
		令和4年2月1日付け開催通知（第3回）	28～30
		令和4年2月4日付け開催通知（第4回）	31
		令和4年2月7日付け「疑惑の明確化、条文との関連性についての要請文」について（連絡）	32
		令和4年2月8日付け「疑惑の明確化、条文との関連性についての要請文」について（回答）	33
		令和4年2月16日付け開催通知（第5回）	34
		令和4年2月28日付け政治倫理審査会の審査結果について（通知）	35
		令和4年2月28日付け政治倫理審査会の審査結果について（通知）	36～40
		愛西市議会議員政治倫理審査会（第1回）要点記録	41
		愛西市議会議員政治倫理審査会（第2回）要点記録	42
		愛西市議会議員政治倫理審査会（第3回）要点記録	43
		愛西市議会議員政治倫理審査会（第4回）要点記録	44
		愛西市議会議員政治倫理審査会（第5回）要点記録	45
		令和4年3月24日付け政治倫理審査会の審査結果を受けての議長措置について（通知）	46
3	審査会資料	第1回政治倫理審査会の次第、会議資料	47～55
		第2回政治倫理審査会の次第、会議資料	56～61
		第3回政治倫理審査会の次第、会議資料	62～81
		第4回政治倫理審査会の次第、会議資料	82～90
		第5回政治倫理審査会の次第、会議資料	91～100
4	審査会会議録	令和4年1月21日愛西市議会政治倫理審査会会議録	101～109
		令和4年1月28日愛西市議会政治倫理審査会会議録	110～131
		令和4年2月3日愛西市議会政治倫理審査会会議録	132～192
		令和4年2月10日愛西市議会政治倫理審査会会議録	193～229
		令和4年2月22日愛西市議会政治倫理審査会会議録	230～264
5	市民等からの文書	2022年1月24日付け要請文	265～268
		令和4年1月26日付け抗議文	269、270
		令和4年1月26日付け吉川三津子議員に対する政治倫理審査請求及び審査会に対する抗議と要請	271、272
		2022年1月31日付け要請文	273
		2022年1月28日付け吉川三津子議員に対する政治倫理審査請求及び審査会に対する抗議と要請	274～276
		抗議と要請の周知依頼	277
		令和4年2月7日付け疑惑の明確化、条文との関連性についての要請文	278～280
		令和4年2月9日付け意見書	281
		2022年2月10日付け吉川三津子議員に対する政治倫理審査請求及び審査会に対する抗議と要請	282～283
		令和4年2月18日付け弁明書	284～287
		令和4年2月25日付け要請文	288～293
		令和4年2月25日付け要請文	294～299
		令和4年5月9日付け要望書	300～305
		令和4年5月9日付け愛西市議会政治倫理審査会結果報告書に対する要望書	306～311
		令和4年6月13日付け令和4年5月9日提出した「要望書」への回答の再々請求について	312

別表 2

ページ	本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (情報公開 条例第5条)	非公開とすべき理由
2	令和4年1月 13 日付け審査 請求書	4行目 4文字目から 30文字目まで	第3号ア	法人又は団体を特定する情報であつて、政治倫理審査会で審査される案件に直接関わっていると認識され、法人・団体の権利・利益に悪影響を及ぼす恐れがある。
		5行目 8文字目から 12文字目まで		
		8行目 7文字目から 24文字目まで		
3		17行目 5文字目から 9文字目まで	第2号	個人の氏名であり、個人に関する情報である。
		7行目 13文字目から 25文字目まで		個人の携帯電話の番号であり、個人に関する情報である。
		9行目 39文字目から 10行目 9文字目まで		
4		全体	第3号ア	本件政治倫理審査会の審査の請求書に添付されていた資料であり、法人又は団体のホームページである。 公開することによって、本件政治倫理審査会の審査の請求内容に関係していることが明らかとなり、2ページで非公開とした個人が推測できるほか、審査の請求結果の如何に問わず、当該法人等の社会的な信用等や当該法人の権利・利益に悪影響を及ぼす恐れがあり、また、一部分から全体を特定できる可
5		全体		

ページ	本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (情報公開 条例第5条)	非公開とすべき理由
				能性があるため文書全体が情報公開条例第5条第3号にあたる。
8		「連絡先」欄に記載された電話番号	第2号	個人の携帯電話の番号であり、個人に関する情報である。
10		「連絡先」欄に記載された電話番号		個人の住所及び氏名であり、個人に関する情報である。
11		請願者の「住所」及び「氏名」欄に記載された住所及び氏名		
17		1行目1文字目から18文字目まで 2行目から13行目まで（項目番号を除く。）	第3号ア	法人又は団体に関する情報であり、公開することによって、当該法人等が本件政治倫理審査会の審査の請求内容に関係していることが明らかとなり、審査の請求結果の如何に問わず、当該法人の社会的な信用等や当該法人の権利・利益に悪影響を及ぼす恐れがあり、情報公開条例第5条第3号にあたる。
18		全体		本件政治倫理審査会の審査の請求書に添付されていた資料であり、法人又は団体のホームページである。 一部分から全体を特定できる可能性があるため文書全体が上記と同様の理

ページ	本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (情報公開 条例第5条)	非公開とすべき理由
				由により情報公開条例第5条第3号にあたる。
29	令和4年2月1日付け開催通知（第3回）	17行目6文字目から36文字目まで	第2号	8、10ページにおいて非公開とした電話番号が誰の電話番号なのかが分かるため、他の情報と照合することにより特定の個人の連絡先であることが明らかとなり、第5条第2号にあたる。
61	第2回政治倫理審査会の次第、会議資料	個人の印影	第4号	個人の財産等の保護、犯罪の予防に支障を及ぼす恐れがある。
63	第3回政治倫理審査会の次第、会議資料	17行目6文字目から36文字目まで	第2号	8、10ページにおいて非公開とした電話番号が誰の電話番号なのかが分かるため、他の情報と照合することにより特定の個人の連絡先であることが明らかとなり、第5条第2号にあたる。
66		13行目及び14行目	第2号	個人の氏名、肩書に関する情報であり、個人に関する情報にあたる。
71		本文書の宛先にあたる部分		
74		2行目20文字目から3行目7文字目まで		
76		10行目18文字目から11行目9文字目まで	第2号	8、10ページにおいて非公開とした電話番号が誰の電話番号なのかが分かるため、他の情報と照合することにより特定の個人の連絡先であることが明ら

ページ	本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (情報公開 条例第5条)	非公開とすべき理由
				かとなり、第5条第2号にあたる。
78		表のタイトル部分のうち1文字目から 25 文字目まで	第3号ア	法人又は団体に関する情報であり、公開することによって、当該法人等が本件政治倫理審査会の審査の請求内容に関係していることが明らかとなり、審査の請求結果の如何に問わず、当該法人の社会的な信用等や当該法人の権利・利益に悪影響を及ぼす恐れがあり、情報公開条例第5条第3号にあたる。
		表中の「氏名」欄及び「住所又は居所」欄	第2号	個人の氏名及び住所又は居所に関する情報であり、個人に関する情報にあたる。
86	第4回政治倫理審査会の次第、会議資料	表中の「氏名」欄		個人の氏名に関する情報であり、個人に関する情報にあたる。
90		本文書の提出団体名	第3号ア	法人又は団体に関する情報であり、本件政治倫理審査会の審査の請求内容に関する当該法人等の活動内容が明らかとなり、当該法人等の権利又は利益に悪影響を及ぼすおそれがある。
		本文書の提出団体の会員名	第2号	個人の氏名に関する情報であり、個

ページ	本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (情報公開 条例第5条)	非公開とすべき理由
				人に関する情報にあたる。
117	令和4年1月28日愛西市議会政治倫理審査会会議録	5行目36文字目から6行目24文字目まで	第2号	8、10ページにおいて非公開とした電話番号が誰の電話番号なのかが分かるため、他の情報と照合することにより特定の個人の連絡先であることが明らかとなり、第5条第2号にあたる。
121		22行目13文字目から23文字目まで		個人の電話番号に関する情報であり、個人に関する情報にあたる。
		26行目11文字目から21文字目まで		
123		30行目5文字目から31行目2文字目まで		8、10ページにおいて非公開とした電話番号が誰の電話番号なのかが分かるため、他の情報と照合することにより特定の個人の連絡先であることが明らかとなり、第5条第2号にあたる。
		31行目25文字目から35文字目まで		
124		2行目12文字目から19文字目まで		8、10ページにおいて非公開とした電話番号が誰の電話番号なのかが分かるため、他の情報と照合することにより特定の個人の連絡先であることが明らかとなり、第5条第2号にあたる。
		32行目21文字目から39文字目まで		
139	令和4年2月3日愛西市議	15行目11文字目から16行目5文字目まで		個人の氏名に関する情報であり、個

ページ	本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (情報公開 条例第5条)	非公開とすべき理由
145	会政治倫理審査会会議録	31 行目 10 文字目から 32 文字目まで	第2号	人に関する情報にあたる。
147		35 行目 8 文字目から 31 文字目まで		8、10 ページにおいて非公開とした電話番号が誰の電話番号なのかが分かるため、他の情報と照合することにより特定の個人の連絡先であることが明らかとなり、第5条第2号にあたる。
153		1 行目 18 文字目から 2 行目 4 文字目まで		
154		1 行目 14 文字目から 29 文字目まで		
155		17 行目 40 文字目から 18 行目 14 文字目まで		
158		11 行目 11 文字目から 23 文字目まで		
158		12 行目 7 文字目から 14 文字目まで		
158		29 行目 1 文字目から 23 文字目まで		
161		25 行目 1 文字目から 7 文字目まで		
161		25 行目 11 文字目から 26 行目 5 文字目まで		
161		36 行目 25 文字目から 31 文字目まで		
162		1 行目 18 文字目から 24 文字目まで		
162		2 行目 15 文字目から 21 文字目まで		
162		2 行目 40 文字目から 3 行目 5 文字目まで		
162		3 行目 16 文字目から 24 文字目まで		
167		3 行目 27 文字目から 34 文字目まで		
167		13 行目 29 文字目から 36 文字目まで		
167		29 行目 14 文字目から 21 文字目まで		
169		27 行目 17 文字目から 31 文字目まで	第3号ア	法人又は団体に関する情報であり、政治倫理審査会で審査される案件に直接関わっていると認識され、当該
171		18 行目 26 文字目から 19 行目 3 文字目まで		
174		1 行目 24 文字目から 28 文字目まで		

ページ	本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (情報公開 条例第5条)	非公開とすべき理由
		2行目 33 文字目から 3 行目 3 文字目まで		法人等の権利又は利益に悪影響を及ぼすおそれがある。
		7 行目 14 文字目から 18 文字目まで		
175		6 行目 10 文字目から 14 文字目まで		
176		20 行目 31 文字目から 21 行目 5 文字目まで		
180		1 行目 25 文字目から 37 文字目まで		
		3 行目 7 文字目から 21 文字目まで		
		10 行目 10 文字目から 24 文字目まで		
182		26 行目 1 文字目から 4 文字目まで		
199	令和4年2月 10 日愛西市議会政治倫理審査会会議録	35 行目 29 文字目から 36 行目 12 文字目まで	第2号	8、10 ページにおいて非公開とした電話番号が誰の電話番号なのかが分かるため、他の情報と照合することにより特定の個人の連絡先であることが明らかとなり、第5条第2号にあたる。
211 ～ 223		211 ページ7行目から 223 ページ下から6行目まで	第1号	政治倫理審査会の会議録であり、政治倫理審査会条例第8条第8項の規定に基づき、政治倫理審査会委員の3分の2の同意を得て非公開とされたもの
233	令和4年2月 22 日愛西市議会政治倫理審査会会議録	17 行目 25 文字目から 18 行目 5 文字目まで	第2号	8、10 ページにおいて非公開とした電話番号が誰の電話番号なのかが分かるため、他の情報と照合することにより
		24 行目 1 文字目から 13 文字目まで		
269	令和4年1月 26 日付け抗議	本文中6行目 18 文字目から 27 文字目まで		

ページ	本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (情報公開 条例第5条)	非公開とすべき理由
270	文	本文中7行目19文字目から23文字目まで		特定の個人の連絡先であることが明らかとなり、第5条第2号にあたる。
		本文中9行目9文字目から13文字目まで		
		本文中13行目14文字目から18文字目まで		
		本文中16行目7文字目から16文字目まで		
		8行目2文字目から14文字目まで	第3号ア	法人又は団体に関する情報であり、本件政治倫理審査会の審査の請求内容に関する当該法人等の活動内容が明らかとなり、当該法人等の権利又は利益に悪影響を及ぼすおそれがある。
		12行目27文字目から34文字目まで		
272	令和4年1月26日付け吉川三津子議員に対する政治倫理審査請求及び審査会に対する抗議と要請	個人の印影	第4号	個人の財産等の保護、犯罪の予防に支障を及ぼす恐れがある。
		1行目1文字目から13文字目まで	第2号	法人又は団体に関する情報であり、本件政治倫理審査会の審査の請求内容に関する当該法人等の活動内容が明らかとなり、当該法人等の権利又は利益に悪影響を及ぼすおそれがある。
		1行目16文字目から3行目まで(「住所」、「連絡先」の文字は除く。)		個人の氏名、住所及び連絡先に関する情報であり、個人に関する情報に

ページ	本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (情報公開 条例第5条)	非公開とすべき理由
				あたる。
		「賛同者」として記載された個人名		個人の氏名に関する情報であり、個人に関する情報にあたる。
274	2022 年 1 月 28 日付け吉川三津子議員に対する政治倫理審査請求及び審査会に対する抗議と要請	4 行目（提出団体名）	第 3 号ア	法人又は団体に関する情報であり、本件政治倫理審査会の審査の請求内容に関する当該法人等の活動内容が明らかとなり、当該法人等の権利又は利益に悪影響を及ぼすおそれがある。
		25 行目		
		26 行目 6 文字目から 9 文字目まで	第 2 号	個人の氏名に関する情報であり、個人に関する情報にあたる。
		27 行目		個人の住所に関する情報であり、個人に関する情報にあたる。
275、276		275 及び 276 ページの「賛同者」として記載された個人名及び所属団体名（7 行目以降の肩書部分は除く。）		個人の氏名及び肩書等に関する情報であり、個人に関する情報にあたる。
277	抗議と要請の周知依頼	5 行目	第 3 号ア	法人又は団体に関する情報であり、本件政治倫理審査会の審査の請求内容に関する当該法人等の活動内容が明らかとなり、当該法人等の権利又は利益に悪影響を及ぼすおそれがある。
281	令和 4 年 2 月 9 日付け意見書	本文書の提出団体名		

ページ	本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (情報公開 条例第5条)	非公開とすべき理由
				る。
		本文書の提出団体の会員名	第2号	個人の氏名に関する情報であり、個人に関する情報にあたる。
282	2022年2月10日付け吉川三津子議員に対する政治倫理審査請求及び審査会に対する抗議と要請	4行目	第3号ア	法人又は団体に関する情報であり、本件政治倫理審査会の審査の請求内容に関する当該法人等の活動内容が明らかとなり、当該法人等の権利又は利益に悪影響を及ぼすおそれがある。
		6行目5文字目から21文字目まで		
		25行目5文字目から21文字目まで		
		29行目		
		30行目から34行目（肩書部分を除く。）		
283		氏名、郵便番号、住所及び電話番号（肩書部分を除く。）	第2号	個人の氏名に関する情報であり、個人に関する情報にあたる。
285	令和4年2月18日付け弁明書	10行目13文字目から19文字目まで		8、10ページにおいて非公開とした電話番号が誰の電話番号なのかが分かるため、他の情報と照合することにより特定の個人の連絡先であることが明らかとなり、第5条第2号にあたる。
287		21行目26文字目から33文字目まで		
292	令和4年2月25日付け要請文	26行目6文字目から36文字目まで		
298	令和4年2月25日付け要請文	27行目6文字目から36文字目まで		
300	令和4年5月9日付け要望書	本文書の提出団体名	第3号ア	法人又は団体に関する情報であり、本件政治倫理審査会の審査の請求内容に関する当該法人等の活動内容が

ページ	本件請求文書	非公開とすべき部分	根拠規定 (情報公開 条例第5条)	非公開とすべき理由
				明らかとなり、当該法人等の権利又は利益に悪影響を及ぼすおそれがある。
		発出者名	第2号	個人の氏名に関する情報であり、個人に関する情報にあたる。
306	令和4年5月9日付け愛西市議会政治倫理審査会結果報告書に対する要望書	本文書の提出団体名	第3号ア	法人又は団体に関する情報であり、本件政治倫理審査会の審査の請求内容に関する当該法人等の活動内容が明らかとなり、当該法人等の権利又は利益に悪影響を及ぼすおそれがある。
		本文書の提出団体の会員名	第2号	個人の氏名に関する情報であり、個人に関する情報にあたる。
312	令和4年6月13日付け令和4年5月9日提出した「要望書」への回答の再々請求について	本文書の提出団体名	第3号ア	法人又は団体に関する情報であり、本件政治倫理審査会の審査の請求内容に関する当該法人等の活動内容が明らかとなり、当該法人等の権利又は利益に悪影響を及ぼすおそれがある。
		発出者名	第2号	個人の氏名に関する情報であり、個人に関する情報にあたる。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 5 . 12	諮問（弁明書の写しを添付）
6 . 1 . 23 (令和5年度 第2回審査会)	一回審議
6 . 4 . 10	答申